

## 〔個人ローン契約規定の特約条項〕

個人ローン契約規定第1条につきましては、下記のとおり読み替え適用するものとします。

### 記

#### 第1条（契約の成立と借入金の受領・払い込み等）

1. 本契約は、借主からの申込みを表記信用金庫（以下「金庫」という）が審査のうえ承諾し、融資金を借主名義の預金口座に入金したときに成立するものとします。
2. 本契約の資金使途としている商品購入・借入先名義の金庫が承認する金融機関の口座あてに、借主が別途指定する金額を振込むことにより行うものとします。
3. 第2項の振込みは、次の各号のとおり取扱うものとします。
  - （1）借主は第2項の振込みを金庫に委任し、必要な金庫所定の振込手数料およびその他支払うべき費用等を金庫に支払います。
  - （2）振込資金、金庫所定の振込手数料およびその他支払うべき費用等は、金庫所定の日に、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず、借主名義の預金口座から払い戻しのうえ支払います。
  - （3）振込先口座が入金口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合の振込手数料は返却しません。
  - （4）借主が別途指定する振込資金、金庫所定の振込手数料およびその他支払うべき費用等が、借主名義の預金口座から払い戻すことのできる金額を超える場合、金庫が融資を実行しないことがあっても意義を述べないものとします。

以 上  
(2019.7)